

# あいの里西小学校いじめ防止基本方針【令和5年4月17日改定】

いじめ防止対策委員会

## はじめに

あいの里西小学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく心豊かな学校生活を送ることができ、「ふれあい・みとめあい・ささえあい」の感じられる学校をつくるために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、「札幌市立あいの里西小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## あいの里西小学校のすがた

本校は、「輝く瞳で大きな夢を」という学校教育目標のもと、「自ら学び創造性豊かな子ども」「豊かな心と思いやりのある子ども」「健康で心身ともに強靱な子ども」の育成を目指している。

児童数400名余りの中規模校で、学校の周りには、緑豊かな「あいの里西公園」をはじめ、小さな公園が点在している。平成29年度より、学習習慣や生活リズムの改善を図ることを目的に「あいの里西スタンダード」を作成し、より丁寧に子どもたちに関わりながら、学校教育目標の実現に向けた教育活動を進めている。

## いじめの定義

いじめは、国・文部科学省が定める「いじめ防止対策推進法」第2条に次のように定義されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## いじめ対応

人間関係のトラブルが起きた場合、担任が中心となり関係児童との「面談」を細かに進め、正確な事実関係の確認を行い、さらに、保護者と情報を共有する。全教職員が、「いじめは絶対に許されない」という意識のもと、迅速かつ組織的にいじめの未然防止・早期発見・対応にあたる。

	重点的・具体的な取組	行動計画・行動目標	中心となる教員
未然防止	授業改善	○授業中の「体験活動」を重視し学習に対する達成感・成就感を育てるとともに、他者や社会・自然との直接的な関わりを通して、感動する心、共に生きる喜びを児童自身が実感できるようにする。	学級担任
	豊かな心の育成	○異学年交流、小中連携、幼保小連携、特別支援学級との交流を計画的に実施し人と人とのつながりの大切さを実感できるようにする。	教務主任 豊かな心育成部
	道徳学習の充実	○互いのよさや違いを認め合うことを大切にしながら、命の大切さ、思いやりの心、児童一人一人がかけがえのない存在であることを道徳の学習や学級活動を通して育み、いじめの未然防止に努める。	道徳推進教諭 豊かな心育成部

未然防止	児童会活動の活発化	○人と人との結び付きの基本である「あいさつ」の指導を重視し、児童会活動による「あいさつ」に関連した取組を推進し、「自分から挨拶ができる児童」を育てる。	豊かな心育成部
	児童からの発信	○児童会が中心となった「児童集会」や「あいさつ」に関連した取組などを通して、一人一人の自己有用感を高める。	豊かな心育成部
早期発見	児童との関わり	○児童一人一人に多くの教職員が関わり、友人関係や心の小さな変化を見取る。 ○児童の困りや悩みを身近な教職員に話すことのできる相談体制を整える。	全職員
	アンケート等の実施	○児童アンケートの中でいじめにつながる兆候を発見する。また、「悩みいじめに関する調査」を活用し、迅速な対応に役立てる。	教務管理部 いじめ防止対策委員会
	保護者との関わり	○懇談会・教育相談等の機会やスクールカウンセラーの来校を伝えることを通して、保護者が相談しやすい環境整備に努める。 ○日頃の気になった出来事や様子などについて保護者と情報を共有する。	学級担任 学びの支援コーディネーター
いじめへの対応	正確な事実確認	○当事者、さらには見ていた児童などから聞き取りを行い、事実関係を早期かつ正確に把握する。	いじめ防止対策委員会
	迅速な組織対応	○学校として、「いじめ防止対策委員会」を中心とした組織的な体制のもと、「チーム」として迅速かつ的確な対応を行う。	いじめ防止対策委員会
	被害児童への対応	○安全確保 ○スクールカウンセラーとの連携 ○必要に応じて外部機関との連携を図る。 ○児童本人及び保護者の了解のもと、学級・学年指導を行い、よりよい「集団づくり」の推進を図る。	学級担任 いじめ防止対策委員会
	加害児童への対応	○被害児童の気持ちを理解させていく。 ○本人の「いじめ」の背景にある要因を理解し、保護者との連携のもと、継続的に全職員で支援する。	学級担任 いじめ防止対策委員会
再発防止	いじめ対応の振り返りの重視	○「いじめ」の対応事例を全教職員で共有し、「児童理解の研修会」等を行い、再発防止に努める。	いじめ防止対策委員会
	学校評価	○学校評価アンケートにおいては、年度ごとの取組について児童・保護者・教職員が評価を行い、評価結果を公表し、より一層のいじめ防止の取組に生かす。	いじめ防止対策委員会 学校評価委員会

## 警察との連携

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考)

いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。